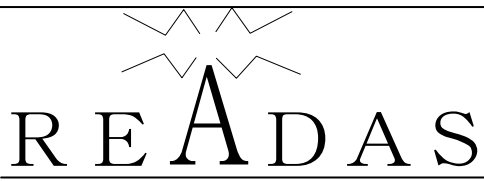


第 5450 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 4月15日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ 計画的な贈与は相続税対策になる!?

Q：計画的な贈与は相続税対策になると聞きますが、どのような点に注意していくのでしょうか？

A：ポイントは次のような点です。

【解説】

一般に贈与税は、相続税より高いといわれていますが、長時間かけて計画的に贈与していけば、相続税の負担は確実に軽減されます。

それは、贈与税の計算方法と相続税の計算方法に違いがあるからであって、特に贈与税の年110万円の基礎控除（非課税）が毎年使えるというのが大きいといえます。

この場合の贈与のポイントは、次のような点になります。

①長期間かけて贈与していく

一度に多額の財産を贈与すると贈与税が高いため、長期間かけて移転していきます。

②分散して贈与する

一人よりも二人、二人より三人に贈与していけば、より多額の財産を移転していくことができます。

③相続税の負担率より低い贈与税の負担率の範囲で贈与する

相続税の負担率を計算して、それより低い範囲で贈与していきます。

④評価が上がりそうな財産を贈与する

評価の上昇が見込まれる財産があれば、それから先に贈与していきます。

